

人材育成に関する内閣府の取組み

<内容>

- 「沖縄の人材育成のための今後の取組」について(平成29年7月4日公表)
- 子供の貧困に関する指標(沖縄県の状況)
- 沖縄独自の給付型奨学金の概要(案)
- 与那国島における高校生を対象としたICTモデル事業
- 内閣府による沖縄の子供の貧困対策の推進
- 沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について
- 観光分野で働く社会人の人材育成の概要(案)



平成 29 年 7 月 4 日
内閣府沖縄振興局

「沖縄の人材育成のための今後の取組」について

沖縄振興審議会の報告「沖縄振興の一環としての人材育成」
(平成 29 年 6 月 28 日)を受け、沖縄の人材育成に関する内
閣府としての今後の取組をとりまとめましたので、お知らせ
します。

(添付資料)

資料 1 : 「沖縄の人材育成のための今後の取組」(概要)

資料 2 : 「沖縄の人材育成のための今後の取組」(本文)

参 考 : 「沖縄振興の一環としての人材育成」

(平成 29 年 6 月 28 日沖縄振興審議会報告)

【本件連絡先】

内閣府沖縄振興局事業振興室 小林、中村、小方、豊田

電 話 : 03-6257-1661

FAX : 03-3581-0952

沖繩の人材育成のための今後の取組（概要）

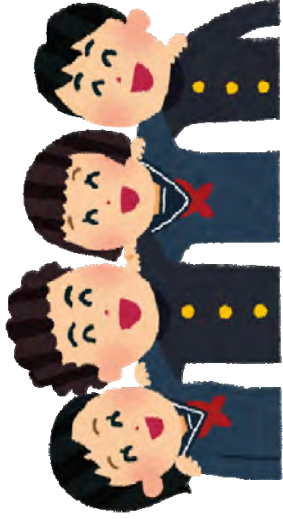
資料 1

沖繩振興審議会の報告「沖繩振興の一環としての人材育成」（平成29年6月28日）を受け、沖繩の人材育成に関する内閣府としての今後の取組を取りまとめた。

内閣府の今後の取組（主なもの）

沖繩独自の奨学金の創設

- 主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖繩独自の給付型奨学金を創設。
〔予算要求を検討〕



小学校から大学までの

教育

- ICTを活用した離島における高校教育の実証実験を実施。



与那国町
（イメージ）



琉球大学

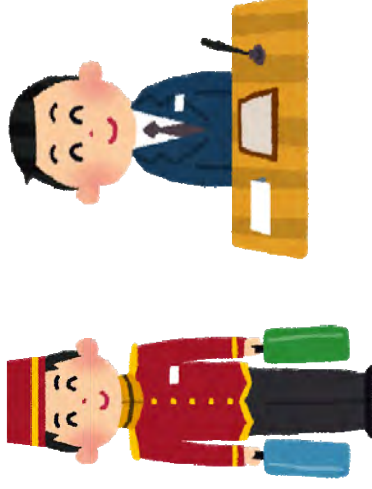
- 北部における教員の研修等の取組を支援。

- 子供の貧困対策において、不登校問題や高校生のキャリア形成支援に取り組む。

※与那国町の写真は島根県立隠岐島前高校と宮崎県立飯野高校の遠隔交流授業の事例

社会人の人材育成

- 観光・情報・ものづくりなど幅広い業種において、企業の中核となる人材育成プログラムを実施。
- 大学において社会人を対象とするホテルマネジメントや観光実務で必要な語学等の講座を実施。また、観光分野において海外留学等を支援する制度を創設。
〔予算要求を検討〕



↑ 世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、経済の自立的発展へ！

平成 29 年 7 月 4 日

沖縄の人材育成のための今後の取組

沖縄の今後の振興のために、将来を担う人材の育成は重要な課題である。

沖縄の子供の貧困の状況は厳しく、小中学校では基礎学力の向上や不登校が課題であり、高校進学率の低さ、中途退学率の高さも問題である。沖縄の大学・短大の進学率は全国でも低く、専門学校進学率は高いものの、合計は全国平均を下回っている。沖縄の雇用情勢は改善しつつあるにも関わらず、県民一人当たり所得は依然として低い水準にある。リーディング産業である観光産業や情報通信産業を支える専門的なスキルを持った人材が不足し、深刻な課題となっている。

沖縄の発展のため、貧困の連鎖を断ち切るため、「沖縄振興の一環としての人材育成」（平成 29 年 6 月 28 日沖縄振興審議会報告）を踏まえ、これまでの人材育成策を考慮しつつ、内閣府としての今後の取組を以下のとおりまとめる。

1 沖縄独自の奨学金の創設

- 沖縄の子供たちが家庭の経済状況に左右されずに進学の手を求められるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として沖縄の人材育成を図るべき観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を創設する。そのために必要な予算要求を検討する。

これまでの貸与型奨学金や平成 29 年度から講じられている給付型奨学金、その他、沖縄県・市町村や民間企業が就学を支援する奨学金などと補完しつつ、全体として沖縄の人材育成に資することを期待する。

2 小学校から大学までの教育

沖縄県においては、沖縄振興特別推進交付金も活用し、小中学校における基礎学力の向上のための取組、高校生等を対象にした無料塾の開設による学習支援を行っているが、これらに加え、次のような施策によって基礎学力の向上、不登校の課題や高校進学、中途退学の課題などに取り組む。

- 小中学校の不登校の問題に対して、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」について、研修の充実や支援コーディネーターの配置などによって、支援員や居場所のスタッフの質の向上を図り、行政の支援が行き届いていない子供の数を減らすことなどにも留意して、子供の貧困対策として不登校問題に取り組む。
- 北部 12 市町村においては、子供たちの学力向上のため、平成 29 年度に名桜大学に「北部教育研修センター」を設置し、沖縄北部連携促進特別振興事業費を活用して、北部の教員の研修等を行うことなどを検討している。北部 12 市町村の主体的な取組を前提として、必要な支援を行う。
- 情報通信技術を活用した遠隔教育によって離島における教育環境を充実させる。
平成 29 年度においては「沖縄離島活性化推進事業」により与那国町において生徒数の少ない複数の中学校同士で授業の活性化を図る事業を秋頃に実施する。
今後、他の離島においても情報通信技術を活用した遠隔教育によって小中学校の教育環境の充実を図る場合には、必要な支援を行う。
- 十五の春、さらには子供の進学に際して家族も島を離れざるを得ない状況を少しでも減らせるよう、情報通信技術を活用した遠隔教育によって離島における高校段階の教育環境を充実させる。
平成 29 年度においては「沖縄離島活性化推進事業」によって与那国町と琉球大学で高校教育に関する実証実験を夏休み期間中に行う。
今後、他の離島においても情報通信技術を活用した遠隔教育によって高校段階の教育環境の充実を図る場合には、必要な支援を行う。
- 「沖縄子供の貧困緊急対策事業」において、高校生を対象とするキャリア形成支援の充実を図る。また、沖縄科学技術大学院大学と琉球大学が女子中高生を対象に行う最先端の科学の講義などについて引き続き支援を行う。
- 石垣市における専門教育充実の一環として、平成 29 年度においては「沖縄離島活性化推進事業」により専門学校による保育士育成のための情報通信機器の整備充実を支援する。宮古島市は、高等教育機関の設置に向けた調査を実施しているが、引き続き設置に向けて取り組むことを期待する。専門学校による通信教育に琉球大学のサテライトキャンパスを活用することを可能にし、

離島における専門学校教育の充実を図る。

なお、県立の理工系大学を設けるとの構想も提起される中、沖縄県において県内への大学新設など高等教育の機会の創出に向けた調査・検討が進められていることについても注目している。

3 社会人の人材育成

- 今年度創設した「沖縄型産業中核人材育成事業」において、観光・情報・ものづくりといった幅広い業種において、企業の中核となる人材を育成するプログラムをさらに拡大して実施する。本事業を通じて、沖縄で不足しているマネジメントスキルや高度の専門知識を有する人材等、企業の成長をけん引し、産業の活性化に資する人材の充実を図る。
- 観光分野で働く人のための研修の充実や学び直しの機会を確保する。琉球大学の社会人教育講座や名桜大学の講座等においてホテルマネジメントの講座や観光実務に必要な語学講座などを実施する。これらの講座では修了証を発行し、認証につなげる。またこれらの講義は現に働いている人が受講可能なように、教室での講義のほかインターネットを通じた講義を設ける。そのために必要な予算要求を検討する。
- ホテルをはじめとする観光の各種分野での表彰制度を設ける。また、観光分野において世界に通用する人材の育成のため海外留学等を支援する制度を創設する。そのために必要な予算要求を検討する。
- サイバーセキュリティに関する会議の定期的開催等によって、情報通信分野の人材の集積、育成を図る。
- 中小企業を担う人材の育成を促進するため、様々な支援策が有効に活用されるよう、沖縄県や中小企業団体と連携して研修を講じるなどの取組を行う。
- 人材育成に積極的に取り組む事業者に対しては、沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、必要な支援を行う。

- 沖縄の行政機関の人材育成の観点から、引き続き国と県と市町村での人事交流や一層の協働、研修の充実などを推進する。

なお、待機児童問題は、女性の社会進出の課題であるとともに、幼児の育成の課題でもあるが、沖縄県において沖縄振興特別推進交付金も活用して待機児童の解消のための施策が講じられている。

平成 29 年 6 月 28 日

沖縄振興の一環としての人材育成
(沖縄振興審議会報告)

沖縄が昭和 47 年に日本に復帰して以降 45 年間、沖縄振興の特別措置として社会資本整備、産業振興等が講じられてきた。平成 28 年度より沖縄振興の残された課題の一つとして、沖縄の子供が置かれた厳しい状況に鑑み、子供の貧困対策が講じられている。

人材育成はいつの世にも重要であり、世界的な競争の下にある日本全体にとって重要な課題であるが、自然、歴史、文化に恵まれているとはいえ、依然、所得水準が低く、子供の貧困が深刻な沖縄にとっては、人材は豊かになるための資源であり可能性である。世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、誰もが未来への希望を持ってそれぞれの夢に向かって頑張れるような地域社会とするためにも人材育成の果たすべき役割は重要である。沖縄における人材育成は、経済の自立的発展に向けた未来への投資であり、地域の実情を踏まえた人材育成に取り組むべきであると考えます。

沖縄振興審議会において、昨年、沖縄振興の見直しを行い、「沖縄振興審議会会長・専門委員会合意見 半世紀を迎える沖縄振興の今後の在り方について」（平成 28 年 11 月 17 日、以下「意見」という。）を取りまとめた際にも、沖縄の人材育成について、成長段階に即して論じている。今般、この議論も踏まえて、教育現場からみた人材育成の課題、働く場からみた課題を検討し、人材育成策として何をすべきかについて議論を行った。

小中学校においては、基礎学力の向上と不登校が課題とされる。小学生の基礎学力は近年向上しており、中学校の基礎学力は改善傾向が見られる。これらの課題に対しては、教員指導力向上事業などを続けるとともに、地域の実情に応じた取組が期待される。離島における情報通信技術の活用による教育の充実の動きに注目している。

あわせて、子供の貧困対策の一環として子供の居場所における学習支援が進展しており、学力向上や不登校に取り組まれることを期待する。また、支援員の配置などを通じて、行政による支援が行き届いていない子供を発見し、今ある援助の仕組みを確実に届けることも重要である。

高校においては、高校進学率が低い問題、高校中退率が高い問題が認められる。高校への進学や通学の継続に向けた学習面・生活面での支援のほか、貧困の連鎖を断ち切るために将来の職業などについて自ら人生設計を考えられるようなキャリア形成支援が求められ、子供の貧困対策などの充実が必要である。また、理系の職業に目を向けるようなキャリア形成支援も求められる。

また、意見の中で、「情報通信基盤の整備に伴い、いわゆる十五の春の解消のため情報通信を活用した高校の整備が可能となるなど、情報通信の活用は離島のための措置として重要である」と指摘したが、与那国町と琉球大学により高校教育の実証実験が行われることに注目している。

大学、短大、専門学校などへの進学については、これまでの貸与型奨学金の制度等に加え、今般、全国施策として大学等への進学を後押しするため、一定基準の学力・資質が求められる新たな給付型奨学金の制度が導入されたところである。

沖縄では、個々の家庭を取り巻く経済状況が特に厳しいために、大学等への進学を諦めざるを得ず、その結果として非正規雇用など所得増の見込めない職に従事せざるを得ないというように貧困の連鎖も見られる。また、大学等への進学率が低い一方で専門学校への進学を志向する者の割合が高い。さらに、県内の雇用情勢が近年大きく改善する中で、リーディング産業である観光産業や情報通信産業を支える専門的なスキルを持った人材が不足し、深刻な課題となっている。

こうした課題を踏まえ、全国施策の給付型奨学金では比較的多くが大学へ進学する学生に充てられることも考えられることを考慮すると、家庭の経済事情に関わらず、意欲と能力のある子供が高等教育を受けられるべく、全国施策に加え、沖縄独自の取組として、専門学校への進学を確実に後押しするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、給付型の奨学金制度を設ける必要がある。

この際、専門学校においては、質の向上を図ることを期待する。

また、市町村が奨学金の返済を補助する制度を設けることも、地域の産業人材を確保するためには効果的である。

なお、沖縄の大学生が子供の貧困に関するボランティアを行っているが、このような取組を企業が評価することは、学生の積極性を高める意義があると考えられる。

沖縄県では、県内への大学新設など高等教育の機会の創出に向けた調査・検討を予定している。また、石垣市では、専門学校による保育士育成のための情報通

信機器の整備充実を支援することとしており、宮古島市では、高等教育機関の設置可能性調査を行ったところである。こうした高等教育の充実につながる動きに注目している。

社会人については、労働市場のミスマッチの解消に向けて、経済界と教育界との間で求められる人材像について相互に理解を深めること、職業訓練を充実させることなどが重要である。また、沖縄の経済の高度化、国際化に伴い、専門人材が不足しており、その育成が急務となっている。沖縄で現に働いている人への研修や学び直しの機会の確保が重要である。特に、ホテルにおけるマネジメント層、サイバーセキュリティやビッグデータに関する人材などの高度人材が不足しており、企業の中核となって成長をけん引できる人材の育成が必要である。

観光産業をはじめとする沖縄の重要産業分野に係る社会人教育を、琉球大学を始めとする県内大学や専門学校が充実させることを期待する。観光産業等における優秀な働き手を評価し、海外での研修、勤務経験を支援する仕組みも働き甲斐を高めるであろう。

サイバーセキュリティに関する情報通信産業分野での国際会議の沖縄における定期的な開催を通じて人材の集積を促すことで、その分野の人材育成につなげることも考えられる。

沖縄の中小企業を見ると、情報通信技術の進展などによるビジネス環境の急激な変化と新たな事業展開の機会への対応が十分にできていない。沖縄の中小企業の競争力を強化するためにも、経営者や実務者など階層に応じた研修によるスキルアップなどが重要であり、このような中小企業を担う人材育成が進むよう、様々な支援策が有効に活用されることが期待される。

女性の社会進出を進めていくためには、待機児童問題は大きな課題であり、また、幼児の育成の課題でもあることから、事業所内保育所の新設など待機児童の解消に向けた積極的な取組が重要である。

さらに沖縄における行政サービスの質を高めていくためにも、行政機関の人材育成が重要であり、国と県と市町村での人事交流や一層の協働、政策形成・遂行能力強化のための研修の充実などが期待される。

人材育成は上記の施策のみによっては達成されない。沖縄の人材が働きながら成長することができるような魅力的な職場が求められる。観光業は沖縄で重要な産業であるが、宿泊業、飲食サービス業で従来から離職率が高いのは待遇がよくないからであるとの指摘が少なくない。沖縄の企業が優秀な人材を確保するためには、コストカットによって収益を上げる経営ではなく、従業員の待遇の

向上や研修の実施などによる生産性向上を通じ、質の高い財・サービスを提供することで売上を伸ばし収益を上げる経営が期待される。あわせて、意欲と能力を持った沖縄の人材が働く場を確保できるよう、沖縄の産業振興にも努めることが重要である。

学ぶ子供、働く大人自身の意識、その家族や社会の意識も重要である。能力を高めてそれに見合った待遇をきちんと得るという職業観、そのためにもできるだけ高度な教育を受ける、あるいは受けさせるという教育文化を培うことが求められる。

沖縄の自立的発展を担う人材の育成に向け、国、県、市町村ができることから速やかに施策を実施していくとともに、学ぶ子供、働く大人、その家族、企業、教育機関、それぞれが沖縄の社会を構成する一員として取り組みを進めることを期待する。

子供の貧困に関する指標(沖縄県の状況)

- 沖縄県の子供の相対的貧困率は 29.9%で、全国平均の約 2.2 倍にのぼる。
- 1 人当たり県民所得は全国でも低く、母子世帯の出現率は全国 1 位。
- 低所得者世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国 5 位、就学援助率は全国 9 位にとどまる。

	指標	沖縄	全国
①	子供の相対的貧困率(%) (H26)	29.9	13.9 (H27)
②	1人当たり県民所得(千円) (H25)	2,102	3,065
③	非正規の職員・従業員率(%) (H24)	44.5	38.2
④	母子世帯出現率(%) (H22)	2.7	1.5
⑤	生活保護率(‰) (H28. 1)※	24.8	16.9
⑥	就学援助率(%) (H26)	20.1	15.4

(※) ‰(パーミル)とは、1000 分の 1 を 1 とする単位のこと。

<母子世帯の収入状況>

(全国:平成 23 年 11 月現在、沖縄県:平成 25 年 11 月現在)

	沖縄	全国
自身の年間就労収入	155 万円	181 万円
世帯の年間総収入	259 万円	291 万円

<進学率>

(平成 28 年 5 月現在)

	沖縄	全国
高校進学率	96.5%	98.7%
大学・短大進学率	39.2%	54.7%
専修学校進学率	26.7%	16.4%

(出典:各省の公表資料を基に内閣府で作成(一部沖縄県より提供))

沖縄独自の給付型奨学金の概要(案)

平成30年度概算要求 沖縄の人材育成事業 3. 5億円の内数

以下の沖縄の実情を踏まえ、沖縄独自の奨学金を創設することが必要である。

- 沖縄の子供の貧困率は全国平均の約2倍にのぼり、県民一人当たりの所得も依然として低い水準となっている。
- 観光産業や情報通信産業において人材が不足している。
- 大学・短大への進学率が全国で最も低い一方で、専門学校への進学率が最も高いため、沖縄の高等教育において専門学校が果たす役割が大きい。

全国制度

○ 大学・短大・高専・専門学校

※多くは大学進学者の利用が想定される

<進学先>

○ 非課税世帯

<家 計>

○ 原則として学力

<学力・資質>

○ 2万円～4万円

<給付水準>

○ 日本学生支援機構

<実施機関>

沖縄独自の奨学金

○ 専門学校(主に観光・情報通信分野)

- ・専門学校への高い進学率を考慮
- ・沖縄に必要な産業の人材育成を考慮

○ 非課税世帯

○ 意欲や学力を総合的に評価

- ・学力のみで判断せず意欲等も踏まえて選考

○ 2万円～4万円

○ 県の財団法人(※調整中)

与那国島における高校生を対象としたICTモデル事業 ～ 15の春の解消に向けた、沖縄本島と結んだ高校教育の実証実験 ～

【概 要】

・夏休みで与那国島に帰島した高校生を対象に、琉球大学がICTを活用した遠隔授業を実施し、小規模離島における高等学校教育の可能性について実証実験を行った。

○期 間：平成29年8月23日(水)～25日(金)(英・数・国を1時間づつ×3日)

○場 所：与那国中学校 ⇄ 琉球大学

○対 象：帰島中の高校生(3日間延べ25名)

○支 援：内閣府から大型モニターの設置経費やカリキュラム開発費などを支援

○検 証：琉球大学に検証委員会を設置し、教育効果や今後の課題などを検証予定



【与那国島内の中学校】
(受講生：高校生)

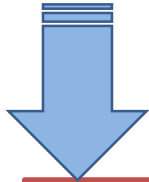


【琉球大学】
(講師：元高校教諭)

内閣府による沖縄の子供の貧困対策の推進

沖縄の子供達を取り巻く環境は、
全国の中でも極めて深刻

例えば、子供の貧困率が29.9%であり、全国平均の1.8倍であるなど。



沖縄特有 の課題

- ①深刻な状況にもかかわらず、行政の支援が子供に行き届いていない
- ②日中にとどまらず夜間も子供の居場所がない(学校中退や非行にも影響)
- ③貧困家庭の親が経済的自立をするための雇用の場が少ない

沖縄振興で残された課題の一つとして、子供の貧困の問題について、今後の沖縄振興計画期間中(平成28～33年度)を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組む。

- (1)寄り添い型支援を行う「支援員」の配置
- (2)安心して過ごせる「居場所」の確保
- (3)経済的自立に向けた親の「就労」の支援

沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施

平成30年度概算要求額:12億円(平成29年度予算:11億円)(補助率:10/10)

深刻な沖縄の子供の貧困の問題に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施

- ・事業実施後の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る
- ・28年度より3年間はモデル事業として実施することを想定

- (1)子供の貧困対策支援員の配置**(121人) ※平成29年度実施見込み
- －支援員は、地域に出向いて子供の貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う
 - －また、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う

- (2)子供の居場所の運営支援**(135箇所) ※平成29年度実施見込み
- －地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を行いながら、子供の居場所を提供する取組を支援
 - －放課後から深夜までの開所も想定

就労支援のための政策金融の活用

貧困家庭の親の経済的自立を促進するため、親の雇用の場の確保や自立・就労に向けた取組みを、沖縄振興開発金融公庫が金融面から後押し

(1)親の就労機会改善支援(事業者向け貸付)

- －ひとり親家庭の親の雇用や雇用形態の安定などに積極的に取り組む事業者を支援するために、貸付金利の優遇措置を創設
- ①雇用の拡大に取り組む場合:0.3%優遇
- ②雇用の維持や雇用形態の安定等(正規雇用への転換及び事業所内保育施設の整備等)に取り組む場合:0.2%優遇

(2)親の学び直し支援(教育ローン)

- －ひとり親家庭の親の学び直しを支援するために、金利引下げ幅を拡大(0.4%優遇→1.3%優遇)



平成 29 年 9 月 12 日

内閣府 沖縄振興局

沖縄子供の貧困緊急対策事業の 実施状況について

内閣府においては、沖縄の子供を取り巻く厳しい状況を踏まえて、昨年度から沖縄子供の貧困緊急対策事業に取り組んでいます。

本事業の実施状況について、平成 28 年 10 月 14 日に半年が経過した時点での実施状況を公表しましたが、この度 28 年度分の実施状況（平成 29 年 3 月 31 日時点のもの）を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。（※）

あわせて、沖縄の子供の貧困に関する現状と取組に関する資料についても取りまとめましたのでお知らせします。

※半年経過時点と比べた増加等の状況は別紙 1 参照。

1. 子供の貧困対策支援員

※本事業により、沖縄県の市町村に新たに配置された支援員。子供の貧困に関する地域の現状を把握し、学校や NPO 法人等の関係機関との情報共有や、子供を就学援助や子供の居場所などの支援につなげるための調整等を実施。

合計 105 人（28 市町村）（詳細は別紙 2 参照）

※半年経過時点から 5 人増。平成 29 年度は 121 人（29 市町村）の見込み。

<配置先>

	市町村役場 (福祉部門)	教育委員会・ 学校	その他 (公民館、児童館等)	合計
人数	53	37	15	105

<資格を有する支援員数：81 人>

（資格例）

教員免許、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、
臨床心理士・臨床発達心理士など心理系資格 など

<実務経験のある支援員数：90 人>

（実務経験例）

行政（福祉）、福祉（施設・相談支援など）、教員、スクールソーシャルワーカー、
スクールカウンセラー など

<支援を受けた人数>

合計：3,044 人（子供やその保護者の実人数）

（うち、子供 2,545 人・保護者 499 人）

<支援された世帯数>

1,891 世帯

< 支援開始時の子供の在籍状況 >

	未就学児童	小学校	中学校	高校	大学	その他の学校	在籍していない	不明	合計
人数	190	1,151	1,033	91	2	1	51	26	2,545
割合	7.5%	45.2%	40.6%	3.6%	0.1%	0.0%	2.0%	1.0%	100%

< 支援開始時の生活保護・就学援助 ※の受給の有無 >

	両方受給	生活保護のみ受給	就学援助のみ受給	受給なし	不明	合計
世帯数	289	110	650	565	277	1,891
割合	15.3%	5.8%	34.4%	29.9%	14.6%	100%

※ 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、学校給食費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図る制度。

< 支援した子供やその保護者をつないだ場所 ※1 >

	居場所	市町村役場	学校	ハローワーク	児童相談所	弁護士	その他 (医療機関等)	合計 (延べ数)
世帯数	816	254	239	18	40	4	129	1,500
割合 ※2	43.2%	13.4%	12.6%	1.0%	2.1%	0.2%	6.8%	—
人数	1,103	434	328	18	59	4	191	2,137
割合 ※2	36.2%	14.3%	10.8%	0.6%	1.9%	0.1%	6.3%	—

※1 複数回答

※2 割合は、支援をされた世帯数 (1,891 世帯) と支援された人数 (3,044 人) に対する割合。

< 活動の成果や課題 > (詳細は別紙4 参照)

- ・精神疾患等を抱え、行政サービスの申請ができなかった保護者に対して、支援員が申請のサポートを行い、必要な支援につないだ事例が見られる。
- ・学校との連携を進めて支援を行う必要のある事例が見られる。

2. 子供の居場所

※地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を行いながら、日中や夜間に子供が安心して過ごすことのできる居場所を提供する。本事業の特色としては、食事の提供や夜間の送迎などにも対応を可能としている。（居場所の運営支援の例は別紙3参照）

合計 122 箇所（26 市町村、沖縄県）（詳細は別紙2参照）

※半年経過時点から 30 箇所増。平成 29 年度は 135 箇所（26 市町村、沖縄県）の見込み。

<実施内容（※）>

	食事支援	生活指導	学習支援	キャリア形成支援等
箇所数	98	95	99	77

※複数の活動を実施する居場所がある。

<施設の種類の>

民間施設、児童館、公民館、学校 など

<開所日数（※）>

	～年 50 日	年 51 日～ 100 日	年 101 日～ 150 日	年 151 日～	合計
箇所数	45	21	18	38	122

※平成 28 年度途中から開所した居場所も含まれていることに留意。

<開所時間帯（※）>

	午前（～12 時）	午後（12 時～19 時）	夜間（19 時～）
箇所数	45	117	49

※複数の時間帯で開所している居場所がある。

<利用者延べ人数>

170, 229 人（うち、19 時以降：44, 368 人）

※1 箇所の居場所における 1 日あたりの平均利用者数：約 13 人

<活動の成果や課題>（詳細は別紙4参照）

- ・家事等で勉強に集中できない女子中学生を居場所につないだところ、勉強に打ち込めるようになり、さらに周囲とのコミュニケーションもうまくいくようになった。
- ・支援を必要とする子供が継続的に来られるような運営の工夫を必要とする事例が見られる。

【本件連絡先】

内閣府沖縄振興局事業振興室

田嶋、飯田、小方

電 話：03-6257-1661

FAX：03-3581-0952

(別紙1)

沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について
(平成28年10月公表時点との増加状況等)

本事業の実施状況(平成29年9月公表)について、平成28年10月に公表した実施状況との増加等の状況は以下のとおりです。

1. 子供の貧困対策支援員

○人数

平成28年9月1日	平成29年3月末	増減
100人(28市町村)	105人(28市町村)	5人増

○配置先

	平成28年9月1日	平成29年3月末	増減
市町村役場(福祉部門)	41人	53人	12人増
教育委員会・学校	35人	37人	2人増
その他 (公民館、児童館等)	24人	15人	9人減(※)

※配置先がその他から市町村役場へ変わったため。

○資格を有する支援員数

平成28年9月1日	平成29年3月末	増減
67人	81人	14人増(※)

※増加した要因として、集計方法を変更したこと(自由記載(9月)→選択肢から回答(3月))等が考えられる。

○実務経験のある支援員数

平成28年9月1日	平成29年3月末	増減
53人	90人	37人増(※)

※増加した要因として、集計方法を変更したこと(自由記載(9月)→選択肢から回答(3月))等が考えられる。

○支援を受けた人数

	平成28年9月1日	平成29年3月末	増減
子供やその保護者	2,013人	3,044人	1,031人増
うち、子供	1,794人	2,545人	751人増
うち、その保護者	219人	499人	280人増

以下の項目は、本とりまとめで新たに把握したもの。

○支援された世帯数

○支援開始時の子供の在籍状況

○支援開始時の生活保護・就学援助の受給の有無

○支援した子供やその保護者をつないだ場所

2. 子供の居場所

○箇所数（26市町村、県）

平成 28 年 9 月 1 日	平成 29 年 3 月末	増減
92 箇所	122 箇所	30 箇所増

○実施内容

	平成 28 年 9 月 1 日	平成 29 年 3 月末	増減
食事支援	72 箇所	98 箇所	26 箇所増
生活指導	60 箇所	95 箇所	35 箇所増
学習支援	73 箇所	99 箇所	26 箇所増
キャリア形成支援等	46 箇所	77 箇所	31 箇所増

○開所時間帯

	平成 28 年 9 月 1 日	平成 29 年 3 月末	増減
午前（～12 時）	29 箇所	45 箇所	16 箇所増
午後（12 時～19 時）	88 箇所	117 箇所	29 箇所増
夜間（19 時～）	36 箇所	49 箇所	13 箇所増

以下の項目は、本とりまとめで新たに把握したもの。

○利用者延べ人数

市町村等別の沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況

市町村等	支援員の配置 ^(注1)				子供の居場所の運営支援 ^(注1)				
	配置 人	配置先			箇所	実施内容 ^(注3)			
		市町村役場 (福祉部門)	教育委員会 学校	その他 ^(注2)		食事支援	生活指導	学習支援	キャリア形成 支援等
那覇市	26	8	18	0	23	20	12	15	19
宜野湾市	3	3	0	0	2	2	2	2	2
石垣市	3	3	0	0	1	1	1	1	1
浦添市	9	0	0	9	13	12	11	10	10
名護市	6	6	0	0	2	1	2	1	0
糸満市	7	7	0	0	4	4	3	3	1
沖縄市	14	7	7	0	25	11	25	25	9
豊見城市	4	1	0	3	5	5	5	5	5
うるま市	6	4	2	0	13	13	9	6	8
宮古島市	2	2	0	0	4	4	3	4	3
南城市	3	0	3	0	1	1	1	1	1
国頭村	1	1	0	0	2	2	1	2	0
大宜味村	1	1	0	0	1	1	1	1	1
東村	1	0	0	1	1	1	1	1	1
今帰仁村	1	0	1	0	-	-	-	-	-
本部町	1	0	1	0	-	-	-	-	-
恩納村	2	0	2	0	-	-	-	-	-
宜野座村	1	1	0	0	1	1	1	1	1
金武町	1	0	1	0	1	1	1	1	1
読谷村	1	1	0	0	1	1	1	1	1
嘉手納町	1	0	1	0	-	-	-	-	-
北谷町	1	0	0	1	3	3	3	2	2
北中城村	1	0	1	0	2	2	2	2	0
中城村	2	2	0	0	2	1	2	2	1
西原町	2	2	0	0	1	1	1	1	0
与那原町	2	2	0	0	2	2	1	2	2
南風原町	2	2	0	0	2	2	2	2	2
南大東村	-	-	-	-	2	2	2	0	0
伊平屋村	-	-	-	-	6	2	0	6	4
八重瀬町	1	0	0	1	1	1	1	1	1
沖縄県	-	-	-	-	1	1	1	1	1
合計	105	53	37	15	122	98	95	99	77

注1: 支援員の人数、子供の居場所の箇所数は、平成29年3月31日時点。

注2: 支援員の配置先の「その他」は、公民館、児童館等である。

注3: 複数の活動を実施する居場所がある。

居場所の運営支援の例①

kukulu (那覇市)



不登校になった生徒（小～高校生）が平日に利用。復学支援だけでなく、子供の状況に応じて寄り添うことで、子供達が安心して過ごすことができ、将来に希望が持てる居場所を目指している。

子供の居場所 (宜野湾市)



公民館を活用した居場所。高齢者ミニデイサービスの開催日には、配膳ボランティアを行ったり、食事を共にすることで、豊かな食の楽しみを体験。

子供の居場所 (浦添市)



食事の提供や学習支援を必要としている小学生を対象に開設し、自治会が運営。居場所には多くの子供達が来所し、支援員が子供達に囲まれ、賑やかな声が飛び交う空間になっている。

名護市学習支援教室ぴゅあ/
第二教室 (きじむな一) (名護市)

大学生による学習支援や生活指導を実施。子供達は積極的に学生達と交流しており、教室の時間が楽しいとの評価を得ている。子供達が気軽に足を運べ、また来たいと思えるような空間を作っている。

居場所実施状況の例②

スマイルカフェ（子ども食堂） （うるま市）



児童館を活用した子ども食堂。食事作りを通じて、自分の行動が他者への喜びにつながることを知ってもらい、自己肯定感が高まることを期待している。食堂を知ってもらうために、スマイルカフェカードを配布する周知活動を行う。

デイゴ学習支援教室 （宮古島市）



就学援助制度を利用している小中高校生を対象とした学習支援教室。希望する進学・進路に進めるようにサポートをするとともに、生活指導やキャリア教育を行い、子供達の自立を目指した支援を行う。

つなひき無料学習塾 （与那原町）



平日の早朝に学習支援と朝食の提供を行い、学校への出発までを見守る、朝のみ開所する居場所。食材の寄付など、地域からの支援も受けながら運営している。

子ども元気ROOM （南風原町）



食を通じて子供達を育むことをモットーに料理体験を行う。夜22時まで開所することで生活サイクルの実態や家庭環境が把握でき、生活指導を通じて基本的な生活習慣の習得を目指している。

事業実施による成果や課題(現場からの声)①

1. 子供の貧困対策支援員の活動

- ・父子家庭で経済状況は厳しかったものの、父親は生活費を切り詰めて給食費や校納金を支払っていたため、学校は家庭の経済状況に気づくことができなかった。支援員が父親と面談し、就学援助制度を紹介し、父親本人の申請により受給するに至った。
- ・精神疾患を抱え、知的面での課題が見られる母親は、子供の養育、家事に負担を感じていたものの、保育所入所申請や児童扶養手当の申請を行わなかったため、子供の養育負担が大きくなり、体調が悪化していた。支援員が申請手続のサポートを行い、子供は保育園へ入園し、家事援助サービスを利用することができた。
- ・年齢に応じた体型ではなく朝食を食べる習慣がなかった兄弟に対して、支援員が何度も声掛けをし、食事の作り方を教えるものの改善が見られない。保護者とも家庭の状況や食事面の話をするが、子供達から聞いた話とは相違点が多く、学校からも情報収集を行い、今後の支援策を検討中。
- ・精神疾患を抱える母親（母子家庭）は家計管理ができず、校納金等の支払いが滞っていた。支援員は、家計管理や生活保護の卒業を目指した支援を考えているものの、支援員の活動は信頼関係に基づいており、意に反する支援をすることはできないため、問題解決に向けた対応の仕方が課題。

2. 子供の居場所の活動

- ・父親が大病を患い男子小学生（父子家庭）への世話ができず、食事と就寝時間が不規則になっていたところ、居場所で専用の個別プログラムを計画し夏休みの間に実行。当初は文句ばかりだったが、最終週には自ら率先して行うようになり、夏休みの宿題も全部仕上げた。新学期が始まると学校での遅刻も少なくなったとの報告もあり、学校生活にも好影響が見られる。
- ・高校受験を控えた女子中学生（母子家庭）に対して、夏休みを機に進路相談等の話をする心を心掛けるとともに部活動の発表会の応援をすることで、孤立しがちだった部活動に打ち込むことができ、将来の夢を自分で語り始めるようになった。現在は高校への進学を目指している。
- ・家事や弟妹の世話をする女子中学生（父子世帯）は学校で口数が少なく、また、学力を心配していた父親は塾に行かせたいと思っていたが費用の関係で厳しい状況にあった。そこで、家事から離れ学習に集中できるように居場所につなげて学習面を中心にサポートした結果、女子中学生の成績が良くなり、また、自分の気持ちを自分の言葉で伝えることができるようになった。
- ・無料塾に来て辞めてしまう子供は、勉強をする以前の問題として、家や学校に自分の居場所がなく、また自己肯定感が低いという事情を抱えている。そのため、学習がメインではなく、大人が子供達と向き合う時間を作り、子供の興味関心のあることを引き出せるような居場所が必要。

事業実施による成果や課題(現場からの声)②

3. 支援員と子供の居場所の連携

- ・ 母親が病気により入院しており、子供の生活が荒れていたところ、スクールソーシャルワーカー（SSW）からの支援要請により支援員が母子の状況を確認し、居場所につないだ。さらに、SSW、居場所の教室長とも連携し、問題行動のある友達との連絡も断ることができた。
- ・ 学校から女子小学生（母子世帯）が自分で家族の食事を作っているとの情報提供を受けて、母親と面談し、居場所につなげた。居場所を利用する中で、学力不振や生活習慣等の課題を改善することができ、たくましくなったとの報告を小学校から受けた。
- ・ 支援員が不登校気味の子供（生活保護世帯）を居場所につなぐ。年齢の違う子供や支援員等の大人達との関わりの中で、自己肯定感が高まり、食習慣が定着し、生活習慣に改善がみられるようになった。今後は、教育部門と連携して学校復帰への取組を強化する。
- ・ 居場所や食堂につなぐ児童や生徒の中には、特別な支援を要する子供が少なくない。集団への抵抗感や関わり辛さがあり、参加するにも特別な配慮やより具体的に寄り添った支援が必要。子供達と関わる支援員も高いスキルが求められる。

沖縄の子供の貧困に関する現状と取組

平成 29 年 9 月
内閣府沖縄振興局

「沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について」（平成 29 年 9 月 12 日）においては、平成 28 年度分の実施状況についてお知らせしたが、事業の実施に至る沖縄の貧困の現状や法律に基づく取組、内閣府による沖縄の子供の貧困緊急対策事業等の経緯や内容については、以下のとおりである。

1. 沖縄の子供の貧困の現状

（１）子供の貧困に関する指標（相対的貧困率等）

① 相対的貧困率の定義

子供の貧困の状況を表す指標の一つとして、相対的貧困率がある。

相対的貧困率とは、一定の所得水準（貧困線）を下回る水準しか所得¹を得ていない者の割合をいう。貧困線とは、一定の方法で算出された一人一人の所得を順番に並べた時の真ん中の順位の人（所得中央値）の、半分の値とするのが一般的とされている。

子供の貧困率は、18 歳未満の子供のうち、所得（当該子供が属する世帯の所得を基に算出）が貧困線に満たない者の割合をいう。

② 全国の子供の相対的貧困率

平成 28 年の国民生活基礎調査によると、平成 27 年の日本全国の相対的貧困率（熊本県を除く。）は 15.6%、子供の貧困率は 13.9%である²。

子供の貧困率は、平成 9 年は 13.4%、平成 12 年は 14.4%、平成 15 年は 13.7%、平成 18 年は 14.2%、平成 21 年は 15.7%、平成 24 年は 16.3%、

¹ 等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）を指す。以下、相対的貧困率に関して「所得」と言う場合は、等価可処分所得を指すものとする。

² 我が国においては、全国消費実態調査による貧困率も公表しており、平成 26 年の同調査によれば、相対的貧困率は 9.9%、子供の貧困率は 7.9%である。

平成 27 年が 13.9%と推移している。

子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）についてみると、大人が二人以上の家庭では相対的貧困率は 10.7%であるのに対して、大人が一人の家庭では 50.8%と大きく差がある（いずれも平成 27 年の数値）。

③ 沖縄の子供の相対的貧困率

国民生活基礎調査等においては、地方自治体ごとの貧困率は算出されていないが、沖縄県における子供の貧困率を把握するため、沖縄県によって平成 27 年 11 月に調査が実施された。

この調査は沖縄県下の 41 市町村のうち、子供の貧困率算出に必要なデータを全て提供可能な 8 自治体のデータを用いて、子供の相対的貧困率や、大人が一人の家庭の貧困率を算出したものである。8 自治体のデータは、世帯数約 41 万、子供数約 20 万人となっており、沖縄県全体の子供の約 3 分の 2 にあたる。

調査の結果、沖縄における子供の相対的貧困率は 29.9%となっており、全国では七人に一人が貧困状況にあるのに対し、沖縄では三人に一人が貧困状況にある。また、大人が一人の世帯の貧困率は 58.9%であり、こちらも全国における数値と比べても高い状況にある。

（２）子供の貧困に関する指標（その他）

相対的貧困率以外にも、子供の貧困に関する指標があるが、それら指標を見ると、相対的貧困率と同様に、全国と比べて沖縄の子供を取り巻く環境が極めて深刻であることが明らかになっている。

例えば、相対的貧困率が 50%超とみられる母子世帯の出現率は、沖縄は 2.7%（平成 22 年）であり、全国で 1 位となっている。

また、低所得者世帯を対象とする施策の指標をみると、生活保護率は全国 5 位、就学援助率は全国 9 位にとどまっている（その他の指標については参考資料 1 を参照）。

（３）沖縄県子どもの貧困実態調査

沖縄県において、県における子供の貧困の現状等を把握することを目的に、平成 27 年度から「沖縄県子どもの貧困実態調査」が実施されている。同調査は、「沖縄子ども調査」と「沖縄県高校生調査」の 2 つの調査から構

成される。「沖縄子ども調査」は小中学生とその保護者を対象とする調査であり、過去に大阪で行われた調査と比較可能な調査項目が設定されている。「沖縄県高校調査」は、高校生及びその保護者を対象とする調査である。（調査対象者等の詳細、貧困層・非貧困層の区分け等は P7 を参照）

① 「沖縄子ども調査」

調査結果から、特徴が見られる主な項目は以下のとおり。

○子供の自己肯定感

「自分は価値のある人間だと思う」という質問について、小学五年生の非貧困層では 11.4%が「そうは思わない」と答えたのに対して、貧困層は 20.1%が「そうは思わない」と答えている。

○就学援助の利用

小学一年生の保護者の 13.5%、小学五年生の 17.8%、中学二年生の 19.4%が利用していると答えているが、貧困層の割合はどの学年も 30%程度であったため、利用していない貧困層の保護者が一定の割合でいることが認められる。

利用しない理由としては、必要ないため申請しなかったという理由が最も多かったが、必要だが申請要件を満たしていなかったと回答する保護者が 12～15%、就学援助を知らなかったと回答する保護者は 10%前後であった。なお、大阪の調査では、就学援助を知らなかったと回答した保護者は 2%程度であった。

貧困層に限ってみると、小学一年生の保護者で 56.9%、小学五年生で 51.9%、中学二年生で 44.9%が利用していない。大阪の調査では小学五年生で 23%、中学二年生で 18%であり、沖縄ではかなり高いことが認められる。また、利用しない理由としては、約 20%が知らなかったと答えており、5～10%が周囲の目を気にして申請しなかったと答えている。

○家計と子供への支出

家計については、各学年で全般的にゆとりのない状況にあると認められるが、貧困層ではほとんどが「赤字である」か「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」と答えており、「黒字である」はほとんどいない。

子供への支出に関して、経済的に支出できないことについては、「習い事」や「学習塾」に通わせられない割合は、貧困層で約 40～50%となっている。

○子供の進学に関する意識

大学までの教育を受けさせたい保護者の割合について、「経済的に受けさせられない」とする非貧困層は 10%前後であるのに対して、貧困層は 30%前後と、20%程度の差が認められる。

○生活困窮の状況

食料を買えなかった経験について、全体で 20～30%程度、貧困層では約 50%が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えている。また、衣料を買えなかった経験については、全体では 30～40%程度、貧困層では 60%～70%程度が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えている。電気代などの滞納経験は、全体では 10～20%程度、貧困層では 20～40%程度が「あった」と答えている。これらの数値は全国調査の結果（「社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」（2012 年、国立社会保障・人口問題研究所））と比較しても高いことが認められる。

過去 1 年間に医療機関で子供を受診させた方がよかったものの、実際には受診させなかった経験は、非貧困層では各学年で 10%強、貧困層では各学年で 20%弱が「あった」と答えている。未受診の理由として、医療費の自己負担金を支払うことができなかったと回答した保護者が一定程度いるが（小学 1 年生 11.6%、小学 5 年生 16.2%、中学 2 年生 15.6%）、これは大阪の調査（小学 5 年生 11%、中学 2 年生 10%）よりも高い割合である。

② 「沖縄県高校生調査」の概要

調査結果から、特徴が見られる主な項目は以下のとおり。

○生活困窮の状況

現在の生活について、「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた者は、保護者では 44.4%であり、生徒では 27.8%である。

通常の家計の状況について、「赤字であり借金をして生活している」「赤字であり貯蓄を取り崩して生活している」世帯は 32.9%である。

過去1年間に食料を買えなかった経験については、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合は、全国では二親世帯で15～17%、ひとり親世帯では22～33%だが、本調査では二親世帯で25.2～26.2%、ひとり親世帯では32.6～45.6%と高い。

過去1年間に衣料を買えなかった経験については、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合は、二親世帯で33.4～35.7%、ひとり親世帯では41.5～55.0%となっている。

過去10年間、経済的理由による料金滞納のために電気、ガス、水道が止められた経験については、非困窮世帯では4.8%、困窮世帯では18.6%となっている。

生活保護を受給している世帯は2.0%となっている。受給していないと回答した者の中で、生活保護制度を利用しない理由として「制度がよくわからない」と回答した人が困窮世帯で20.9%に上っている。

○高校生の就労（アルバイト等）

高校生の就労については、非困窮世帯では16.7%がアルバイトをしているのに対して、困窮世帯では32.6%がアルバイトをしている。

アルバイトの経験がある者のうち、年間通していつでも働いている高校生は6～7割程度である。

一週間に4日以上働いている割合は、非困窮世帯で48.3%、困窮世帯は53.4%と約半数である。困窮世帯では、約4人に1人が「5日以上」働いている。

アルバイト収入の使途については、家計の足し・学校の昼食代にしている高校生は、困窮世帯では33.7～34.8%で、交通費にあてている高校生も約4人に1人みられる。

○高校生等就学支援金制度等

高校生等就学支援金制度³の利用状況については、県の実測値92.4%に対して、「利用している」という保護者の回答は非困窮世帯では55.7%、困窮世帯では69.0%となっており、実際の制度利用への認識が低くなっている。

高校生等奨学給付金制度⁴の利用状況については、困窮世帯は32.2%

³ 国公立私立問わず高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国が支援金を支給する制度。

⁴ 市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための制度。各都道府県によって制度の詳細が異なる。

が利用している一方、制度を利用しているかどうか「わからない」が20.7%となっている。

高校生等奨学給付金制度について、学校にかかる経費をカバーできているかについては、52.0%が「十分カバーできている」「カバーできている」と回答した一方、40.8%が「あまりカバーできていない」「カバーできていない」と回答している。

○通学手段

登下校時の交通手段については、約半分の生徒が（少なくとも一部分は）家族による送迎によって通学しており、バスについては、乗り換えなし・ありを含め28.5～37.9%が利用している。

学割定期券の利用については、バスを利用している生徒のうち、約30%しか利用していない。

学割定期券を利用しない理由については、「定期を購入するほどバスを利用しないため」と回答する保護者が43.2%いる。また、定期券を経済的に購入できないと回答する保護者も8.0%であった。

○進路（進学・就職）

進路については、経済状況によって生徒の考え方は異なり、非困窮世帯の場合、78.9%の生徒は進学、8.2%の生徒は就職を考え、困窮世帯の場合、66.1%の生徒が進学、18.9%の生徒が就職を考えている。

進学については、理想的には大学までの進学を希望する生徒が52.4%いるものの、現実的な進学先として大学進学を希望する生徒が48.0%に減っている。現実的に今通っている高校までで良いと考えている生徒が15.2%いるが、その理由として、「大学に進学できる学力がつかないと思う」「とくに勉強したいことがない」というように学力や勉強への意欲を理由にあげる生徒がそれぞれ60%以上いる一方、「進学に必要なお金が心配」というように経済的な理由をあげる生徒も60%以上いる。

就職については、就職を考えている生徒のうち、91.4%の生徒が「早くお金を稼ぎたい・経済的に自立したい」、83.0%の生徒が「仕事をするのが自分に向いていると思う」など、積極的な理由をあげている一方、「進学のための費用が高い」というように経済的な理由をあげる生徒が62.0%いる。

○「沖縄子ども調査」について

〔調査実施期間〕

- ・平成 27 年 10 月～11 月

〔調査対象者〕

- ・小学 1 年生の保護者（県内 32 校）
- ・小学 5 年生の子ども及びその保護者（県内 23 校）
- ・中学 2 年生の子ども及びその保護者（県内 18 校）

※調査対象者のうち貧困層は 29.9%、非貧困層は 70.1%。本調査では、平成 25 年の国民生活基礎調査において推計された相対的貧困基準と同様に、所得が 122 万円未満の世帯を貧困層としている。

〔調査項目〕

- ・将来の夢、物品の所有状況、食事、子どもの自己肯定感等（子ども回答）
- ・就学援助の利用、子どもの進学に関する意識、料金の滞納経験等（保護者回答）

※過去に大阪で行われた調査と比較可能な項目を設定している

〔調査経緯〕

- ・平成 28 年 3 月に調査結果の概要版を公表
- ・平成 29 年 6 月に困窮、非困窮世帯の暮らし等について詳細な分析を公表

○「沖縄県高校生調査」について

〔調査実施期間〕

- ・平成 28 年 11 月～12 月

〔調査対象者〕

- ・高校 2 年生及びその保護者（県内 60 校）

※調査対象者のうち、困窮世帯は 29.3%、非困窮世帯は 70.7%。本調査では、平成 25 年の国民生活基礎調査から算出された貧困基準（122 万円）に消費者物価指数（CPI）の変動から算出された係数（103.95）を掛けた、127 万円を貧困基準としている。本来の貧困基準とは異なる基準のため、「困窮世帯・非困窮世帯」と呼称している。

〔調査項目〕

- ・生活困窮の状況、高校生の就労状況及び就労で得た金銭の使途、通学手段等

〔調査経緯〕

- ・平成 29 年 3 月に中間報告を公表
- ・平成 29 年 6 月に追加で調査分析した内容を公表

2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく取組

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成 25 年 6 月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が全会一致で成立し、平成 26 年 1 月に施行された。法律では、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」という基本理念のほか、国や地方公共団体の責務等が定められている。

(2) 子供の貧困対策に関する大綱

法律に基づき、平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、子供の貧困対策を政府として総合的に取り組むこととされた。その概要は以下のとおり。

① 基本的な方針

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮すること、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進することなど、子供の貧困対策に関する 10 の基本的な方針を定めている。

② 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、25 の指標を定めている。主な指標は次のとおり。

指標	数値（※）
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8%（平成 25 年）
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008 人（平成 25 年度）
母子家庭の就業率	80.6%（正規 39.4% 非正規 47.4%）（平成 23 年度）
父子家庭の就業率	91.3%（正規 67.2% 非正規 8.0%）（平成 23 年度）
子供の貧困率	16.3%（平成 24 年）

※数値はいずれも大綱閣議決定当時の数値

③ 指標の改善に向けた当面の重点施策

指標の改善に向け、当面の重点施策として、ア．教育の支援、イ．生活の支援、ウ．保護者に対する就労の支援、エ．経済的支援 に取り組むこととし、具体的には以下の項目を挙げている。

ア．教育の支援

学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進（きめ細かな学習指導による学力保障、スクールソーシャルワーカーの配置充実）、教育費負担の軽減（幼児教育の無償化に向けた段階的取組、高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減、大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入）、貧困の連鎖を防ぐための学習支援の推進、学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

イ．生活の支援

保護者の生活支援（保護者の自立支援）、子供の生活支援（児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等）、関係機関が連携した支援体制の整備（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係

機関が連携してネットワークを構築)、支援する人員の確保(社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等)など

ウ. 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の親の就業支援(就業支援専門員の配置による支援等)、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、保護者の学び直しの支援、在宅就業に関する支援の推進

エ. 経済的支援

児童扶養手当の公的年金との併給調整の見直し、ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究、母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大、養育費の確保に関する支援など

④ 子供の貧困に関する調査研究等

上記①の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究、子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究、子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供に取り組むこととしている。

⑤ 施策の推進体制等

子どもの貧困対策会議を中心とする政府一体となった取組、地域の実情に即した自治体の取組の支援、官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開などについて取り組むこととしている。

また、本大綱に基づく施策の実施状況等や対策の効果等の検証・評価を行い、対策等を見直しや改善に努めるとともに、施策の実施状況等や対策の効果等を踏まえ、概ね5年ごとを目途に大綱の見直しを検討することとしている。

3. 内閣府による沖縄子供の貧困緊急対策事業等の取組

(1) 沖縄子供の貧困緊急対策事業創設までの取組

沖縄の振興を担当する内閣府においては、上記1にあるように、沖縄の子供達を取り巻く現状が特に深刻であることを踏まえ、平成27年10月から、沖縄の子供の貧困対策に向けた取組を開始している（参考資料2を参照）。

平成27年12月には、内閣府、沖縄県、市町村が一堂に会して、子供の貧困問題に関する意見交換を行い、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」が取りまとめられた。メッセージでは、「国、県、市町村が連携して子供の貧困対策を強力に推進する」ことや、「経済界や教育界、このほか様々な立場から、県民の皆様に当事者としての協力をお願いする」ことなどが確認された（参考資料3を参照）。

こうした取組を踏まえ、内閣府においては、平成28年度政府予算に「沖縄子供の貧困緊急対策事業」（以下「本事業」という。）として10億円を計上し、沖縄独自の子供の貧困対策を行うこととした。

(2) 沖縄子供の貧困緊急対策事業

内閣府では、平成28年度から、本事業を実施しているが、本事業は2つの柱から構成されている。一つは、子供やその保護者の立場に立って、信頼関係を築きながら様々な支援につなげる「子供の貧困対策支援員」の配置である。もう一つは、子供が食事をしたり勉強をしたりしながら安心して過ごせる「子供の居場所」の確保である。このような取組をする市町村を内閣府は全面的に支援を行っている。以下にその内容を示す。

① 子供の貧困対策支援員

子供の貧困対策支援員（以下「支援員」という。）は、本事業によって、沖縄県の市町村に新たに配置された支援員である。支援員は、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有を行うとともに、子供を就学援助や子供の居場所などの、支援につなげるための調整を実施する。

平成28年度においては、28市町村で105人の支援員が配置された⁵。その配置先としては市町村役場（福祉部門）に53人、教育委員会・学校に

⁵ 支援員の人数及び子供の居場所の箇所数等は、平成29年3月31日時点のもの。

37 人、その他（公民館、児童館等）に 15 人となっている。

このうち、教員免許、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士・臨床発達心理士などの資格を有する支援員は、81 人に上る。また、行政分野や福祉分野での実務のほか、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの実務経験のある支援員は、90 人に上る。

これらの支援員の支援を受けた人数（子供やその保護者の実員）は 3,044 人、うち子供は 2,545 人である。また支援された世帯数は、1,891 世帯である。

支援をされた子供のうち、小学生が 45.2%、中学生が 40.6%と全体の約 90%を占めるが、未就学児童も 8%程度を占めている。また、支援開始時に、生活保護及び就学援助を両方もしくはいずれかを受給していた世帯は約 60%弱を占める一方、いずれも受給していない世帯も 29.9%を占める。支援員が支援した人をつないだ場所としては、子供の居場所、市町村役場、学校が多く挙げられている。

支援員の具体的な活動内容の一部を挙げると、精神疾患等を抱えて行政サービスの申請ができなかった保護者に対して、申請のサポートを行い、必要な支援につないだ事例が見られる一方、学校との連携を進めて支援を行う必要のある事例も見られる。

② 子供の居場所

子供の居場所は、各市町村が地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援等を行い、日中や夜間に子供が安心して過ごすことのできる居場所を提供するものである。本事業の特色としては、食事の提供や夜間の送迎などにも対応を可能としている。

また、受け入れる子供については、ひとり親世帯や貧困世帯の子供などに限定せず、居場所を必要とする全ての子供を受け入れ対象とすることができる。

本事業により、26 市町村及び沖縄県によって、122 箇所の子供の居場所が設置されている。施設の種類としては、民間施設、児童館、公民館、学校などである。

居場所における実施内容は、食事支援が 98 箇所、生活指導が 95 箇所、学習支援が 99 箇所、キャリア形成支援等が 77 箇所である。なお、複数の活動を実施している居場所がある。

居場所の開所頻度は、平成 28 年度に累計で 151 日以上開所している居場所が 38 箇所、101 日～150 日が 18 箇所、51 日～100 日が 21 箇所、50 日

以下が 45 箇所である。なお、開所時期については、居場所によって異なる。

居場所の開所時間帯は、午前が開所している居場所が 45 箇所、12 時から 19 時までが 117 箇所、夜間の 19 時以降は 49 箇所である。なお、複数の時間帯で開所している居場所がある。

これらの居場所の利用者述べ人数は 170,299 人、そのうち夜間 19 時以降の利用人数は 44,368 人である。一箇所の居場所で一日あたり約 13 人を受け入れている。

③ 学生ボランティア

子供の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えると同時に、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、子供の貧困の問題に対応していくためには、地域の様々な団体や個人が当事者として、それぞれの立場で支援に取り組むことが重要である。その中で、沖縄の大学や高等専門学校の学生が、学生ボランティアとして、大きな役割を果たしていくことが期待される。

平成 28 年 4 月には、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄が、「子どもの居場所学生ボランティアセンター」（以下「センター」という。）を設立した。センターは、ボランティア活動を希望する学生の事前研修や登録などを行うとともに、学生ボランティアの派遣を希望する子供の居場所とのマッチングを行い、学生ボランティアを各居場所へ派遣している。内閣府では、センターを支援するため、その運営に要する費用やボランティアの交通費などを、本事業の一環として支援している。

平成 28 年度においては、50 名の学生が 22 箇所の居場所に派遣されている。学生ボランティアは、派遣された居場所で、子供達と一緒に食事をしたり、勉強を教えたり、相談相手になるといった活動をしている。学生ボランティアは子供達と年齢が近く身近な存在であり、ともすると狭い人間関係の中で将来の希望を持たない子供達にとって、お兄さん・お姉さんとして良きロールモデルになることが期待される。

一方で、ボランティア活動をしている学生の中には、貧困家庭から大学・高専に進学し、学費の捻出に苦慮する学生もいる。こうした中で、センターでは、学生ボランティアへの謝金に充てるための寄附を募っている。これまでに、企業・個人の方から寄附がなされており、今後もこうした取り組みが継続的に進むことが期待される。

④ 事業の規模、補助率、集中対策期間

平成 28 年度の国の予算においては、本事業の予算として 10 億円が計上された。支援員の配置や居場所の運営等の実施主体は市町村であり、本事業の実施に当たっては、県を通じて、市町村に対して国の補助金が支出されている。

市町村の事業を補助する国の補助金の補助率は、通例、2 分の 1 ないし 3 分の 1 など、一定割合に留まることが多い。また、沖縄振興に関する事業においては、沖縄振興特別措置法に基づき、例えば 10 分の 8 など、特別に高い補助率が講じられることが多い。その中で、本事業については、沖縄の子供の貧困対策に関する緊急性等に鑑み、補助率が 10 分の 10 となっており、通常とは異なる特別の措置が図られている。

また、沖縄の子供の貧困の問題はすぐに解決するものではなく、着実に継続的に取り組む必要があることから、内閣府としては、沖縄の子供の貧困問題について、現行の沖縄振興計画の期間中（平成 33 年度まで）を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組むこととしている。

平成 28 年度予算の政府案決定にあたって発表された、沖縄担当大臣による「大臣コメント」において、以下のとおり、沖縄振興計画期間中（平成 33 年度）まで必要な予算の確保を図ることが示されている。

島尻沖縄担当大臣コメント（平成 27 年 12 月 24 日）（抄）

「沖縄の子供の貧困対策については、全国に比べて特に深刻な状況に緊急に対応するため、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として新たに 10 億円を計上しました。補助率は 10 分の 10 です。今後も、沖縄振興計画期間中（平成 28－33 年度）を子供の貧困の問題の「集中対策期間」とし、関係省庁における施策の進捗も踏まえつつ、沖縄の子供の貧困対策のために必要な予算の確保を図り、対策を積極的に推進してまいります。」

この事業は、平成 28 年度～30 年度の 3 年間は、モデル事業として実施することを想定している。平成 29 年度予算では 11 億円を計上し、平成 30 年度概算要求では 12 億円を要求している。

（3）沖縄子供の貧困緊急対策事業に関するアンケート調査

本事業の具体的な効果を把握するため、平成 28 年 12 月に、支援員から支援を受けた方や、居場所を利用する方に対して、アンケート調査を実施している。

○沖縄子供の貧困緊急対策事業に関する調査概要

- ・ 調査票種別 ①居場所配布
②支援員配布（子供用）
③支援員配布（保護者用）
- ・ 調査実施期間 平成 28 年 12 月
- ・ 調査方法 内閣府において設問を設定
市町村が調査票を配布・回収
沖縄県において集計
- ・ 回答状況 居場所配布：1,110 人
支援員配布（子供用）：312 人
支援員配布（保護者用）：245 人
合計：1,667 人

調査結果の概要から、特徴が見られる項目は以下のとおり。

① 居場所を利用した子供からの回答

「この居場所に来て良かったと思うか」という質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が 88%となっており、ほとんどの子供が、居場所について好意的に評価をしている。

居場所に来る前と比べた、状態や気持ちの変化について、「前よりもそう思う」と回答した割合は、「自分の将来が楽しみだ」では 43.6%、「がんばれば、むくわれる」では 40.5%などとなっており、前向きな変化が現れている。

居場所に来る前と比べた、勉強時間や食事の回数について、「増えた」と回答した割合はそれぞれ 38.1%（勉強時間）、17.9%（食事の回数）であった一方、「変わらない」と回答した割合は 53.1%（勉強時間）、74.7%（食事の回数）となっている⁶。

⁶ 「変わらない」が多い理由について、支援員や居場所のスタッフ、市町村職員や有識者に意見を聞いたところ、「これまでもある程度勉強していたためではないか」「学習の質が

「居場所に来てから、悩んでいるときに親以外で相談できる大人や友だちができたか」という質問に対して、41.6%が「できた」と回答しており、居場所が、子供が相談できる人間関係づくりに一定の役割を果たしているといえる。

「居場所にどのくらい来たか」という質問に対して、「1週間に3回以上」が40.3%、「1週間に1～2回」が37.7%であった一方、「1カ月に1～2回以下」の割合は13.5%となっており、居場所に来る頻度が非常に少ない子供が一定程度いることは課題である。

② 支援員から支援を受けた子供からの回答

「支援員に会うようになって良かったか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は85.6%となっており、ほとんどの子供が、支援員について好意的に評価をしている。

「将来どの学校まで行きたいか」ということについて、支援員に会う前と比べて考えが変わったかという質問に対し、21.2%が「変わった」と回答し、うち、「中学校まで」は19.7ポイント減少する一方、「専門学校まで」「大学まで」はそれぞれ12.1ポイント上昇している。

支援員に会う前と比べた、状態や気持ちの変化について、「前よりもそう思う」と回答した割合は、「自分の将来が楽しみだ」では33.3%、「がんばれば、むくわれる」では32.4%などとなっており、前向きな変化が現れている。

「支援員に会った回数」については、「おおむね10回以上」が40.7%となっている一方、「おおむね1～2回」が17.3%となっており、支援員に会った回数が非常に少ない子供が一定程度いることは課題といえる。

③ 支援員から支援を受けた保護者からの回答

「支援員に会うようになって良かったか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は93.5%となっており、ほとんどの保護者が、支援員について好意的に評価をしている。

「どの分野のサポートが役に立ったか」という質問に対して、「教育に関する支援」が71.8%と最も多くなっており、支援員が、無料塾などへの

変わったことも考えられる」「もともと3回食事をとっていたためではないか」「学習支援、食事支援を実施していない居場所の場合は、習慣づけに一定の時間がかかるためではないか」という指摘があった。

つなぎの役割を果たしているといえる。また、「悩みごとの相談を聞いてもらうこと」は 40.0%、「生活に関する支援」は 32.7%となっている。

子供との関係について、「支援員に会う前と比べてよく会話するか」という質問に対して「前よりも会話をする」が 37.1%、「支援員に会う前と比べて、子供が将来の夢をどう思っているか知るようになったか」という質問に対して「前よりも知るようになった」が 41.6%となっており、支援により、親子のコミュニケーションが多くなっているといえる。

「将来どの段階までの教育を受けさせたいか」について、支援員に会う前と比べて考えが変わったかという質問に対して、「変わった」が 31.4%となっており、うち、「大学までの教育」は 15.6 ポイント上昇している。

（４）沖縄振興開発金融公庫の金融支援

貧困家庭の親の経済的自立を促進するため、親の雇用の場の確保や自立・就労に向けた取組みを、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が金融面から後押ししている。

公庫では、ひとり親家庭の親の雇用や雇用形態の安定などに積極的に取り組む事業者を支援するために、貸付金利の優遇措置を創設している。これは、例えばひとり親家庭の親を雇用する場合、沖縄振興開発公庫から融資を受けるときには、通常より低利で融資を受けることができるようにするものである。さらに公庫では、ひとり親家庭の親の学び直しを支援するために、教育ローンの金利引下げ幅を拡大している。

平成 28 年度の実績としては、これらの融資件数が合計で 30 件、融資額は 27 億 2,333 万円となっている⁷。

⁷ 平成 29 年 3 月 31 日時点

(参考資料1)

子供の貧困に関する指標(沖縄県の状況)

- 沖縄県の子供の相対的貧困率は 29.9%で、全国平均の約 2.2 倍にのぼる。
- 1 人当たり県民所得は全国でも低く、母子世帯の出現率は全国 1 位。
- 低所得者世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国 5 位、就学援助率は全国 9 位にとどまる。

	指標	沖縄	全国
①	子供の相対的貧困率(%) (H26)	29.9	13.9 (H27)
②	1人当たり県民所得(千円) (H25)	2,102	3,065
③	非正規の職員・従業員率(%) (H24)	44.5	38.2
④	母子世帯出現率(%) (H22)	2.7	1.5
⑤	生活保護率(‰) (H28. 1)※	24.8	16.9
⑥	就学援助率(%) (H26)	20.1	15.4

(※) ‰(パーミル)とは、1000 分の 1 を 1 とする単位のこと。

<母子世帯の収入状況>

(全国:平成 23 年 11 月現在、沖縄県:平成 25 年 11 月現在)

	沖縄	全国
自身の年間就労収入	155 万円	181 万円
世帯の年間総収入	259 万円	291 万円

<進学率>

(平成 28 年 5 月現在)

	沖縄	全国
高校進学率	96.5%	98.7%
大学・短大進学率	39.2%	54.7%
専修学校進学率	26.7%	16.4%

(出典:各省の公表資料を基に内閣府で作成(一部沖縄県より提供))

沖縄の子供の貧困対策創設までの取組状況

平成 27 年 10 月 17 日	・大臣視察(児童養護施設)
10 月 30 日	・沖縄振興審議会 ▶大臣挨拶で子供の貧困に取り組むことを表明
11 月 7 日	・大臣視察(児童養護施設、学習支援教室)
11 月 9 日	・沖縄の子供の貧困に関する大臣と有識者との懇談
11 月 21 日	・沖縄の子供の貧困に関する大臣とNPO等との懇談
12 月 1 日	・沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換 ▶沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージを取りまとめ
12 月 21 日	・予算大臣折衝
12 月 24 日	・平成 28 年度予算案閣議決定 ▶沖縄子供の貧困緊急対策事業として 10 億円を計上
平成 28 年 2 月 1 日	・大臣視察(夜間学童保育施設)
2 月 20～21 日	・大臣視察(子供の居場所、子供食堂、ひとり親世帯の生活支援施設など) ・沖縄の子供の貧困に関する大臣とNPO等との懇談 ・沖縄の子供の貧困に関する大臣と大学関係者との懇談 ▶学生ボランティアセンター(仮称)について琉球大学学長から提案 ・沖縄の子供の貧困に関する大臣と沖縄経済同友会との懇談 ▶ひとり親世帯の親の雇用促進や学生ボランティアへの支援などを要請
4 月 22 日	・沖縄子供の貧困緊急対策事業の第1回交付決定(4 月から 6 月事業開始分)

沖縄の子供のために
(沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ)

—沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換での取りまとめ—
平成27年12月1日

私たち、沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換の参加者は、意見交換で得た共通の問題意識に立ち、沖縄の子供のために貧困対策を推進します。

- 沖縄県の子供達を取り巻く環境は、一人当たりの県民所得が全国最下位であること、母子世帯の出現率が全国一位となっていることなど、全国と比較して深刻な状況です。
- 沖縄県内では、子供の貧困に関する様々な行政の施策やNPO等の活動が行われてきましたが、依然として、貧困の中で子供達は課題を抱えています。国、県、市町村が連携して、子供の貧困対策を強力に推進する必要があります。
- 市町村は、子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として、積極的に対策に取り組めます。

沖縄県は、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的できめ細やかな対策が講じられるようにします。

内閣府は、子供の貧困対策と沖縄振興を推進する立場から、関係省庁と連携し、市町村や沖縄県の取組を支援します。

- 子供の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えると同時に、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えます。経済界や教育界、このほか様々な立場から、県民の皆様に当事者として御協力いただくよう、切にお願いいたします。

沖縄県子どもの貧困対策計画(平成 28 年 3 月)

子どもの貧困対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、国と協力して地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされるとともに、各都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされた。この規定に基づき、沖縄県においても、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を平成 28 年 3 月に策定、公表している。

同計画では、第一章で、基本理念や基本方向などを示し、第二章で子どもの貧困を取り巻く現状と課題を提示している。

第三章では、指標の改善に向けた当面の重点施策を以下のとおり掲げている。

(1) ライフステージに応じたつながる仕組みの構築

子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築すること、関係する支援者の確保と資質の向上に取り組むことを示している。

この中で、「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置の促進や研修の実施も掲げられている。

(2) ライフステージに応じた子どもへの支援

① 乳幼児期

全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供すること、乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的負担を軽減することを示している。

② 小・中学生期

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、総合的な対策を推進すること、子ども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心な子どもの居場所づくりを推進すること、児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立に向けた取組を促進すること、小・中学生の健全な発育・発達を図る観点等から、医療に係る経済的負担を軽減することを示している。

この中で、子供の居場所に関する市町村の取組を促進することが掲げられている。

③ 高校生期

学校における就学継続のための相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組むこと、児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立を推進するとともに、就職後の定着率の向上、就学等に係る経済的負担を軽減することを示している。

④ 支援を必要とする若者

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者に対して、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組むことを示している。

(3) 保護者への支援

生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援に取り組むこと、職業訓練の実施や就職のあっせん等、保護者への就労や学び直しの支援に取り組むことを示している。

この中で、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援の促進が掲げられている。

(4) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

県と市町村が連携して、計画的かつ効果的に子どもの貧困対策に資する事業を実施するため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置することが示されている。

第四章では、子どもの貧困に関する調査研究等に取り組むことが示されている。

第五章では、連携推進体制の構築について示されており、関係機関における連携推進体制、県民運動としての子どもの貧困対策の展開、庁内及び外部有識者による施策の評価が示されている。

観光分野で働く社会人の人材育成の概要(案)

平成30年度概算要求 沖縄の人材育成事業 3.5億円の内数

【概要】

大学において社会人を対象とするホテルマネジメントや観光実務に必要な語学等の講座を実施。

また、観光分野において海外留学等を支援する制度を創設。

「沖縄の人材育成のための今後の取組」について(抄)

平成29年7月4日 内閣府沖縄振興局

- 観光分野で働く人のための研修の充実や学び直しの機会を確保する。琉球大学の社会人教育講座や名桜大学の講座等においてホテルマネジメントの講座や観光実務に必要な語学講座などを実施する。これらの講座では修了証を発行し、認証につなげる。またこれらの講義は現に働いている人が受講可能なように、教室での講義のほかインターネットを通じた講義を設ける。そのために必要な予算要求を検討する。
- ホテルをはじめとする観光の各種分野での表彰制度を設ける。また、観光分野において世界に通用する人材の育成のため海外留学等を支援する制度を創設する。そのために必要な予算要求を検討する。

